

山知福 第 109号

令和元年12月23日

一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

地域支援部会 会員施設・事業所

施設長・事業所長 各位

一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

会長 古川英希

同 地域支援部会

部会長 松原靖彦

( 公 印 省 略 )

共同生活援助等における利用者預り金等の管理に関する実態調査へのご協力をお願い

施設長、事業所長の皆様におかれましては、平素より、それぞれの施設・事業所において障害者福祉の向上のため日夜職務に専心いただき、誠にありがたく心より厚く御礼申し上げます。

すでに皆様ご承知の通り、2018年（平成30年）度に山口県知的障害者福祉協会会員施設事業所において、6件の権利侵害案件が発生し、そのうち4件が共同生活援助等における利用者預り金の私的流用など経済的虐待案件でした。

相次ぐ経済的虐待案件発生を受けて、山口県障害者支援課長通知（平30障害者支援第949号）が発出され、利用者預り金の適切な取り扱いの徹底についての注意喚起がされたところです。

山口県知的障害者福祉協会としても、施設従事者による経済的虐待は協会への信頼を失墜させる深刻な事態としてとらえ、山口県知的障害者福祉協会会長通知（山知福第117号）において、利用者虐待の防止や根絶の取り組みを促すとともに、人権・倫理委員会や研修委員会、さらに各部会の取り組みを通して再発防止の活動を行ってまいりました。

この度、共同生活援助等を所管する山口県知的障害者福祉協会地域支援部会において、事業所における利用者預り金の取扱い状況等について、実態調査をさせていただくことになりました。

調査結果については、地域支援部会で取りまとめの上、部会の研修会等で報告させていただくこととします。

施設長・事業所長の皆様には、業務多忙の折、誠に恐縮ですが、この実態調査に真摯にご協力いただきますよう、よろしく御礼申し上げます。